

職業訓練の実施等による特定求職者の 就職の支援に関する法律案

御説明資料

平成23年1月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目次

法律名について	1
法律案の全体構成、各章の名称について	3
目的規定について（第1条関係）	5
特定求職者の定義について（第2条関係）	7
職業訓練実施計画について（第3条関係）	8
職業訓練の名称等について（第4条関係）	10
認定要件についての考え方（第4条関係）	12
職業訓練の認定を独立行政法人に行わせること等について （第4条及び第6条関係）	15
大臣から独立行政法人への権限委任について（第4条関係）	17
職業訓練受講給付金について（第7条関係）	19
返還命令等について（第8条関係）	21
譲渡等の禁止、公課の禁止、時効について（第9条、第10条及び第14条関係）	23
就職支援計画の作成等について（第11条から第13条まで関係）	24
雑則の規定順について（第14条から第19条まで関係）	25
報告、立入検査について（第15条及び第16条関係）	26
船員となろうとする者に関する特例について（第17条関係）	27
附則の規定順について（附則第1条から附則第15条まで関係）	29
準備行為について（附則第2条及び附則第3条関係）	30
雇用保険における新たな附帯事業の実施について（附則第4条関係）	31
雇用保険率の弾力条項の見直しについて（附則第6条関係）	33
特別会計に関する法律における規定の整備について（附則第7条関係）	34
住民基本台帳法の規定の整備について（附則第8条及び附則第9条関係）	36
社会保険労務士法の規定の整備について（附則第10条関係）	38
厚生労働省設置法の一部改正について（附則第11条関係）	40
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について （附則第12条及び附則第13条関係）	41
検討規定について（附則第14条関係）	43

法律名について

1. 基本的な考え方

- (1) 本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、
 - ① 必要な職業能力を高めるための職業訓練
 - ② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給
 - ③ 公共職業安定所による就職支援を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。
- (2) このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2. 「職業訓練の実施等による」について

- (1) ①必要な職業能力を高めるための職業訓練、②職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。
- (2) 「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第4条等に例がある。

3. 「特定求職者」について

- (1) 今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。
- (2) 今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。
- (3) また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。
- (4) 「特定〇〇」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

4. 「就職の支援」について

- (1) 本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。

- (2) 雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※ 労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

- (3) また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付金の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

法律案の全体構成、各章の名称について

1. 法律案の全体構成について

- (1) 求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、
- ① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練
 - ② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給
 - ③ 公共職業安定所による就職支援
- を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。
- (2) 法律案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として(1)①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。
- (3) 実体的規定の規定順については、本制度の中心が、職業訓練と職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給であることから、これを順に規定し、最後に、訓練受講者に全員に対して実施するものとして就職支援計画の作成等を規定することとする。
- (4) 本法律案は本則が 22 条であり、最近の同規模の立法例が章に区分されており節に区分されていないことから、章に区分することとする。

※ 全体が 20 条程度で章に区分される最近の主な立法例

- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（20 条）
- ・ 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）」（23 条）
- ・ 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）」（30 条） 等

2. 各章の名称について

(1) 第 2 章

本章は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた職業訓練実施計画、厚生労働大臣による認定職業訓練の認定、認定職業訓練を行う者に対する助成等、特定求職者に対する職業訓練の実施に関する規定により構成されることから、「特定求職者に対する職業訓練の実施」とする。

(2) 第3章

本章は、職業訓練受講給付金の支給、不正受給の場合の返還命令等、いずれも職業訓練受講給付金に関する規定により構成されることから、「職業訓練受講給付金」とする。

(3) 第4章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、当該計画に掲げる就職支援措置を受けること等公共職業安定所長による指示、関係機関及び指示を受けた特定求職者の責務に係る規定により構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「就職支援計画の作成等」とする。

目的規定について（第1条関係）

1. 基本的な考え方について

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとするのが適当である。

2. 「職業訓練の実施」について

(1) 今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

(2) また、国が行う公共職業訓練等も職業訓練受講給付金の対象となることから、これらを捉え「職業訓練の実施」と規定する。

(3) なお、国が直接実施するわけではないが、目的規定において「実施する」と規定されている例としては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）」第1条等がある。

3. 「職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給」について

「職業訓練を受ける」については、雇用保険法第63条第1項第5号等に例がある。

4. 「その他の就職に関する支援措置」について

就職支援計画の作成等、公共職業安定所による就職支援を指すものである。

5. 「就職を促進し」について

本法律案は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いものであるが、結果、特定求職者の就職の促進につながる面を捉え、「就職を促進し」と規定する。

6. 「職業及び生活の安定に資することを目的とする。」について

(1) 労働関係法令において、その目的としては、

- ① 「雇用の安定」(港湾労働法(昭和 63 年法律第 40 号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)等)、
- ② 「職業の安定」(職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)等)、
- ③ 「福祉の増進」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)等)
- ④ 「生活の安定」(賃金の支払の確保等に関する法律(昭和 51 年法律第 34 号)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和 52 年法律 94 号)が考えられる。

(2) ここで、今回と同様に、職業訓練の提供、特別な職業指導、給付金の支給等の措置を講じている国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和 52 年法律 94 号)において、その目的が「漁業離職者の職業及び生活の安定」とされていることを踏まえ、本法律案の目的も「職業及び生活の安定」とする。

(参考)

- 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和 52 年法律第 94 号)
(目的)

第 1 条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

第 3 条 職業訓練

第 5 条 就職指導

第 6 条の 3 給付金の支給等

特定求職者の定義について（第2条関係）

1. 基本的な考え方について

- （1）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、公共職業安定所が中心となって職業訓練の実施等によりその就職を支援する制度であることから、公共職業安定所に求職の申込みをしていることが前提となる。
- （2）そのうち、真に就職の支援を必要とする者に対して支援を行う必要があることから、労働の意思及び能力を有していること及び職業訓練等の必要性があることを公共職業安定所長が認めた者を「特定求職者」と定義する。
- （3）ただし、この制度は雇用保険の失業等給付を受給できない者を対象とした制度であることから、雇用保険の被保険者である者及び受給資格者である者は除くこととする。

2. 「求職の申込みをしている者」について

求職の申込みをした状態にある者を指すが、求職者登録には有効期限があるため、申込みをした時期に特段の期限を付する必要はない。

※ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和48年法律第43号）第20条第1号

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第20条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二～四 （略）

職業訓練実施計画について（第3条関係）

1. 職業訓練実施計画の策定について

この法律は、特定求職者に対する職業訓練の実施をその中心的な目的としているところ、現行の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者向けの職業訓練や、この法律において新たに創設する認定職業訓練等、特定求職者の就職を支援するための職業訓練が多岐にわたることや、特定求職者の規模が、非正規労働者及び長期失業者を中心に年々変化していること、産業構造の変化に伴い就職に必要な職業訓練のニーズも年々変化していること等を的確にとらえ、効果的かつ効率的な特定求職者向けの職業訓練の実施体制を確保し、この法律の目的を達成していく必要があることから、本条において、厚生労働大臣が定める職業訓練の実施に関する計画（以下「職業訓練実施計画」という。）の策定について規定するものである。

2. 職業訓練実施計画の名称について（第1項）

- (1) この計画においては、この法律の目的を達成していくため必要な特定求職者に対する職業訓練の内容、公的な職業訓練機会の確保の在り方等の基本的事項を定めるものであるところ、近年の雇用対策法制の例を見ると、「基本計画」という名称を用いているのは能開法第5条第1項に規定する職業能力開発基本計画のみであり、例えば、最近では、平成19年の雇用対策法（昭和41年法律第132号）の一部改正において、同法に規定されていた雇用対策基本計画が廃止される等、「基本計画」という文言が用いられない傾向にある。
- (2) また、職業能力開発分野においては、上記の職業能力開発基本計画が分野全体を網羅したものであるため、本条の計画もこれに包含される関係にあることから、本条の計画について「基本計画」という名称にすることは、重複感が見られる。
- (3) 既存の法令において行政庁が施策の実施に関して定める計画については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定により事後評価の実施に関して定める「実施計画」、船員災害防止活動の促進に関する法律第7条第1項の規定により国土交通大臣が定める「船員災害防止実施計画」のように、「実施計画」という名称を用いる例が見られる。
- (4) 以上の点を踏まえ、本条の計画については「職業訓練実施計画」と規定することとする。

3. 職業訓練実施計画に定める事項について（第2項）

- (1) 第2項第1号に掲げる「特定求職者の数の動向に関する事項」については、この法律の主な対象者である非正規労働者や長期失業者の推移及び今後の変化の展望について定めることとする。
- (2) 同項第2号に掲げる「特定求職者に対する職業訓練の実施目標に関する事項」に

については、同項第1号に基づき示された特定求職者の数の動向を踏まえ、今後必要となる職業訓練の実施規模や求められる職業訓練分野等について、この法律に規定する認定職業訓練、従来の公共職業能力開発施設における職業訓練等、それぞれの分野における見通しについて定めることとする。

- (3) 同項第3号に掲げる「特定求職者に対する職業訓練の効果的な実施を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項」については、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施する上で、国が果たすべき役割及び認定職業訓練を行う民間訓練機関、公共職業訓練を行う公共職業能力開発施設の長等の関係者に求められる役割等について定めることとする。

4. 関係行政機関の長その他の関係者への意見聴取について（第3項）

- (1) 特定求職者の就職に資する職業訓練を提供する上では、各産業分野を所管する省庁や、労使団体、民間の職業訓練実施機関からの意見を踏まえ、職業訓練分野や役割分担の設定を行い、社会経済状況や雇用ニーズ等に即した実効的な計画を策定することが重要となることから、職業訓練実施計画の策定に当たっては、関係行政機関の長その他の関係者を聴くものとするとしている。
- (2) また、特定求職者への対策については、上記の関係者との連携をとりながら実施していくことが重要であり、また、職業訓練実施計画は上記の職業能力開発基本計画の下に位置づけられるものであることも踏まえ、労働政策審議会への意見聴取については本条には明記しないこととする。

5. 都道府県計画の要否について

- (1) この法律に基づく特定求職者への支援は、国が雇用保険の附帯事業として全国一律に行うべき雇用対策であり、都道府県に対し独自の取組を促す趣旨のものではないことや、都道府県においても、能開法第7条の規定に基づく都道府県職業能力開発計画の策定が努力義務化されることとなっていること等に鑑み、都道府県による計画策定については規定しないこととする。
- (2) このように、国のみが計画を定め、都道府県における計画策定を規定しない例として、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の例がある。

職業訓練の名称等について（第4条関係）

1. 名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- ・ 認定を受けたものであること
- ・ 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定職業訓練」とする。

2. 認定を受けたものであることについて

（1）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」の文言が付されている。

（例）

- ・ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条。以下「能開法」という。）第24条第1項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第3項）
- ・ 同法第26条の3第1項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第26条の5第1項）

（2）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

3. 職業訓練であることについて

（1）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練の例

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条第1項に規定する適応訓練
- ・ 同法第20条第5号に規定する職業準備訓練
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

（2）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付することとする。

（3）なお、「職業訓練」及び「教育訓練」については、いずれも法律上の定義は存在しないが、「職業訓練」は労働者（求職者を含む。以下同じ。）が職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得することを目的として行われるものを指すのに対し、「教育訓練」は、労働者に限らず幅広い対象者に対する教育を目的として行われるものを指すという概念上の違いがある。本法における訓練は、その対象者及び

目的について前者に当たることから、「職業訓練」として整理することとするものである。

また、職業訓練の実施主体としては、既存の法律においては国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構等の公的主体が主に規定されているところ、職業訓練の実施はこれらの主体に限定されるものではなく、民間教育訓練機関が職業訓練を実施することも認められるものである（例：能開法第9条、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第5項）。

認定要件についての考え方（第4条関係）

1. 労働行政関係法律における認定の要件

労働行政関係の法律においては、事業主等が、国が定める指針等を踏まえ作成する雇用改善計画等を厚生労働大臣が認定するという仕組みがとられている例があるが、その際の共通的な認定要件として、

- ① 国が定めた指針等に照らして適切なものであること
 - ② 事業主等が作成する（個々の）計画が、当該計画に定められた目標を達成するために適切なものであること
 - ③ その他政令又は厚生労働省令で定める基準に適合するものであること
- という項目が掲げられている（別紙参照）。

2. 認定職業訓練に関する考え方

（1）第4条第1項においては、職業訓練の認定基準として

- イ 職業訓練実施計画に照らして適切なものであること
 - ロ 就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること
 - ハ その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであること
- としている。

（2）上記のイからハまでは、それぞれ、1の①から③までに相当するものであり、

- ・ イについては、当該職業訓練が、その実施体制、実施目標等について、施策の全体的な実施方針である職業訓練実施計画の趣旨や枠組に沿って行われようとしているものであること
- ・ ロについては、個々の職業訓練のカリキュラムや訓練内容等が、当該職業訓練が目指す仕上がり像を達成するに足るものであること
- ・ ハについては、職業訓練を行う者の実績、経営状況等、訓練内容とは別に職業訓練を行う者等に求められる要件等をそれぞれ指すものである。

【別紙】認定の例

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の認定）

第五条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 第十一条第一項のセンターが第十三条第一項の規定により林業労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、林業労働者の利益に反しないものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

○ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（改善計画の認定）

第四条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 事業協同組合等が第十三条第八項の規定により適用される同条第四項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

4 （略）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の認定）

第十二条 （略）

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項各号に掲げる事項が建設雇用改善計画に照らして適切なものであること。
- 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が同項第一号に掲げる改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- 三 前項第四号に規定する場合にあっては、事業主団体が法人格を有するものであること。
- 四 前項第五号に規定する場合にあっては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。
- 五 その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること。

職業訓練の認定を高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせること等について
(第4条及び第6条関係)

1. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

- (1) この法律に基づく職業訓練については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、第一義的に職業訓練を認定する主体を、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものであるが、実際の認定職業訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。
- (3) また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定職業訓練に係る受講希望者をあつせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※ 独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

- ① 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）
- ② その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）
- ③ 災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂 独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

- (4) なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。
- (5) これらの認定業務と併せ、認定を行った訓練を実施する者に対するカリキュラムの適切な運用、訓練実施機関として行うべき就職支援の在り方等について、指導、援助等を行うことについても、職業訓練の効果的な実施に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

当該事務については、認定に関する事務と異なり、厚生労働大臣の権限を委任するのではなく、機構がその有するノウハウを活用し、自らの業務として実施するも

のと位置づけることとする。

- (6) なお、厚生労働省の地方支分部局として、都道府県労働局が置かれているところであるが、都道府県労働局は従来、職業能力開発行政に関する事務を分掌しておらず、職業訓練に関するノウハウを有しないことから、上記の認定業務を行わせることは適当でない。

大臣から独立行政法人への権限委任について（第4条関係）

1. 認定に関する事務を行わせることについて

- (1) 第4条第3項において、厚生労働大臣は、同条第1項に規定する職業訓練の認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせることとしている。
- (2) このように、大臣が行う認定に関する事務を独立行政法人に行わせる例としては、計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の規定により経済産業大臣が行う特定計量証明事業の認定に関する事務を、同法第168条の5第1号の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。
- (3) 第4条第1項の規定による職業訓練の認定に関する事務については、観念的には国が最終的に責任を負っているものの、法制的には機構に専ら業務を行わせしめているものである。
- (4) このような認定業務については、厚生労働省令において一定の基準を定めることとしている等、その裁量性については限定的なものであるため、厚生労働大臣以外の主体に行わせることも可能な範囲の業務と考えられるものであり、かつ、その認定に関しては職業訓練に関する専門的知見をもった主体に行わせることが必要なことから、従来、国に代わって公共職業能力開発施設の設置及び運営等、職業能力開発施策の実行を担い、そのノウハウを有する機構に当該認定に関する事務を行わせることとするものである。
- (5) 大臣が、その事務を専門的技術能力を有する法人に行わせることについては、上記の計量法においても、同様の考え方がとられている。

2. 認定の取消しについて

- (1) 一方、第4条第2項の規定による認定の取消しについては、機構に行わせることとせず、厚生労働大臣が自ら行う権限としている。これは、認定の取消しが権力性の強い行為であることや、取消しの判断に当たっては単に職業訓練の内容が同条第1項各号の要件に適合しているか否かの観点だけでなく、当該職業訓練を受けている者の不利益性の度合い等も含め、様々な要因を総合的に勘案して判断することが必要となる、裁量性の高い行為であることによる。
- (2) また、認定職業訓練については、厚生労働大臣が制度の責任主体となり、この法律の体系上、職業訓練の信頼を担う重要な仕組みであること等も考慮すると、認定の取消しについては、厚生労働大臣自らの権限として留保しておくことが適当である。
- (3) 上記の計量法の例においても、特定計量証明事業の認定の取消しについては、不利益性の高いものであること等の理由により、経済産業大臣が自ら行う権限としているところである（同法第121条の5）。

3. 厚生労働大臣による関与について

- (1) このように、第4条第3項の規定は、厚生労働大臣の権限を幅広く機構に委任する趣旨のものであるが、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第65条第1項においては、主務大臣が、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為が法令に違反している等の場合に、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることができる旨規定されており、これにより、国からの一定の監督権限が担保されている。
- (2) また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第18条第1項においても、厚生労働大臣は、天災の発生等の場合に、必要に応じ、機構に対し、その業務の範囲内で必要な措置をとることを求めることができる旨、規定されており、国の関与が予定されているところである。

職業訓練受講給付金について（第7条関係）

1. 給付金の名称について

（1）本制度における給付金の名称については、

- ① 求職者が職業訓練を受講することを容易にするための給付金であること
 - ② 求職者個人に対する給付金であること
- を明らかにしたものとすることが適当である。

（2）このため、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」の「被害回復給付金」のように「〇〇が、～を・・・ための給付」のうち「～」＋「・・・」を冠した名称とすることが適当であり、今回は「求職者が職業訓練を受講することを容易にするための給付」であるため「職業訓練受講給付金」とする。

（3）なお、給付の名称としては、「給付」、「給付金」、「手当」が考えられるが、

- ① 「給付」は、「債権の目的たる債務者の行為（作為又は不作為）をいう」（法令用語辞典）とされ、動詞的な意味合いも含むものであり、数種類の金銭を総称する場合に使われている例が多く（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）における「救済給付」（医療費、療養手当、葬祭料等）等）、
- ② 「給付金」は、「国又は公共団体が特定の目的のために給付する金銭を広く指す用語である」（法令用語辞典）とされ、金銭の種類が一種類である場合に用いられている場合が多く（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）における「特別障害給付金」等）、
- ③ 「手当」は、「社会保険又はこれらに準ずる制度による給付金を表す用語として用いられる。（中略）これらの手当金は、通常、一時金として支給される」（法令用語辞典）とされ、「〇〇給付」と総称された給付のうちの個別の給付の名称として使われている例が多い（雇用保険法における「求職者給付」のうちの「基本手当」、「技能習得手当」等）ことから、今回の給付は「給付金」とする。

2. 支給要件、額及び給付期間等を厚生労働省定めとする理由について

（1）雇用保険法における技能習得手当等や雇用対策法における職業転換給付金の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていることを踏まえ、本法律案においても厚生労働省令で定めるものである。

（2）第7条第2項の厚生労働省令で定める基準は、

- ① 常態として職に就いていないこと
 - ② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を12で除して得た額の合計が25万円以下であること
 - ③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が300万円以下であること
- 等を定めることを想定している。

3. 給付金の対象とすべき訓練について

- (1) 国が提供している訓練としては、公共職業能力開発施設の行う公共職業訓練のほか、介護労働講習、職場適応訓練（雇用保険の受給資格者、障害者、45歳以上の求職者等）がある。
- (2) 具体的には、雇用保険法第63条第1項第3号の講習（介護労働講習）及び訓練、障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3項に掲げる訓練並びに独法等が行う船員となろうとする者向けの訓練であるが、これらの訓練は、失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われているものであり、これを受ける者の就職の促進に高い効果を上げている。
- (3) 本法律案の特定求職者には、一定の技能を有する者や障害者、中高年齢者等も含まれているところ、こうした者の就職の促進を図る観点からも、公共職業能力開発施設の行う公共職業訓練に加え、これらの訓練、講習をすべて職業訓練受講給付金の支給の対象となる訓練と位置づけることが適当である。

4. 雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等と規定する理由について

- (1) 上記3(2)の訓練等は、雇用保険法第15条第3項において定義される「公共職業訓練等」と、その範囲が同じである。
- (2) 現在、公共職業安定所における実務において「公共職業訓練等」という名称は、
 - ・ 受給資格者に対して公共職業安定所長が受講を指示する対象として用いており、
 - ・ その指示により訓練を受講した場合には、所定給付日数が延長される等の各種特例的な取扱いがなされる（雇用保険法第24条等）など、雇用保険の給付と深く結びついた名称として、実務上広く定着している。
- (3) 典型的な実務上の扱いとしては、公共職業安定所における職業相談部門において、受給資格者について公共職業訓練等の受講の必要性を判断し、必要と判断されれば当該受給資格者に対して公共職業訓練等の受講指示を行うといった流れとなるが、今後の職業相談部門における実務の取扱いを考えた場合、本条の公共職業訓練等の定義は雇用保険法第15条第3項の公共職業訓練等とすることが妥当である。
- (4) このため、3(2)の訓練等を本制度の給付である職業訓練受講給付金の支給の対象とするに当たっては、公共職業安定所の実務において、同じ範囲の訓練等を指す広く定着した名称として雇用保険法第15条第3項の「公共職業訓練等」があることを踏まえ、無用の混乱が生じないようこれを用いることが適当と考える。

5. 支給主体について

雇用対策法に基づく転換給付金の支給主体も「国」とされていること等を踏まえ、本給付の支給主体も「国」と規定する。

返還命令等について（第8条関係）

1. 返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

- ① 職業訓練受講給付金は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること
- ② 職業訓練受講給付金は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び2倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

2. 他の制度の例

- (1) 返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の2倍に相当する額以下の金額となっている。
- (2) また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の1倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

3. 主体について

- (1) 主な労働関係法令における返還命令等の実施主体

給付を行う代表的な労働関係法令である雇用保険法第10条の4、労働者災害補償保険法第12条の3においては、偽りその他の行為により給付金等を不正に受給した者について受給した額の返還等を命ずる主体はいずれも「政府」となっている。

これは、

- ① 雇用保険も労働者災害補償保険もいずれも管掌者は「政府」であること
- ② 返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること

から、その実施主体が「政府」になっているものと考えられる。

これは、本体事業と附帯事業について共通であり、労働者災害補償保険の附帯事業（社会復帰等促進等事業）として行われる未払賃金の立替払事業を規定した賃金の支払の確保等に関する法律第8条においても、偽りその他の行為により不正弁済を受けた者について弁済を受けた額の返還等を命ずる主体は「政府」とされている。

(2) 今回の整理

本法律案における特定求職者に対する職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法の附帯事業に位置付けられるものであることから、(1)の整理を踏まえ、その実施主体は「政府」とする。

譲渡等の禁止、公課の禁止、時効について（第9条、第10条及び第14条関係）

1. 譲渡等の禁止について

- （1）職業訓練受講給付金は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講することを容易にするための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。
- （2）類似の給付について譲渡等が禁止されている例としては、職業転換給付金（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第21条）がある。

2. 公課の禁止について

- （1）職業訓練受講給付金は、求職者が訓練を受講することを容易にするための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。
- （2）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、職業転換給付金（雇用対策法第22条）がある。

3. 時効について

- （1）本法における金銭の徴収権、職業訓練受講給付金を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。
- （2）類似の給付について時効を設けている例としては、失業等給付（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第74条）がある。

就職支援計画の作成等について（第 11 条から第 13 条まで関係）

1. 法律に規定する理由について

- （1）就職支援は、求職者支援制度の目的を達成する上で、必要不可欠の施策であり、公共職業訓練等及び認定職業訓練、職業訓練受講給付金と並ぶ求職者支援制度の柱の一つである。
- （2）このため、
 - ① 重要性を明らかにするとともに、公共職業訓練等及び認定職業訓練、職業訓練受講給付金と併せて規定することで求職者支援制度を構成する施策の全体像を明確にする必要があること
 - ② 本制度の目的にかんがみれば、訓練を受講し就職する意思及び能力を真に有した、本制度による支援が真に必要な者に対象者を限定することが適当であることから、就職支援計画の作成等、特定求職者に対する就職の支援に係る規定を設けるものである。

2. 就職支援計画の作成、指示等について

- （1）公共職業安定所長は、第 11 条に基づき、個々の特定求職者について就職支援計画を作成するものとし、第 12 条第 1 項に基づき、就職支援計画に基づき当該計画に掲げる措置（就職支援措置）を受けることを指示することとする。
- （2）就職その他の理由により当該特定求職者に対する就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、第 12 条第 3 項に基づき、指示を取り消すものとする。
- （3）なお、第 11 条各号の規定順については、特定求職者は、訓練を受講する際最初に公共職業安定所における職業指導を受け、自らに適した訓練を指示されることから、第 1 号として「職業指導及び職業紹介」を規定し、次に第 2 号として、特定求職者に対して重点的に行う認定職業訓練を先として「認定職業訓練又は公共職業訓練等」を規定する。
- （4）第 3 号の厚生労働省令は、認定職業訓練を行う者が実施する就職支援を受けること等を規定することを想定している。

3. 主体について

就職支援計画については、個々の求職者の状況に応じて、個別に作成するものであり、かつ、実務的な内容であることから、「公共職業安定所長」を主体とする。

雑則の規定順について（第 14 条から第 19 条まで関係）

1. 規定する順番について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、時効等実体的規定に付属する規定を第 14 条から第 16 条までとして、船員になろうとする者に関する特例に係る規定を第 17 条として、権限の委任、厚生労働省令への委任に係る包括的規定を第 18 条及び第 19 条として、順に規定する。

- 第 14 条 時効
- 第 15 条 報告
- 第 16 条 立入検査
- 第 17 条 船員となろうとする者に関する特例
- 第 18 条 権限の委任
- 第 19 条 厚生労働省令への委任

2. 参考とした例

今般規定する雑則の規定順は、保険制度に関する他の労働関係法令において、以下のとおりとなっている。

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（抄）
 - 第 74 条 時効
 - 第 76 条 報告等
 - 第 79 条 立入検査
 - 第 81 条 権限の委任
 - 第 82 条 厚生労働省令への委任
- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）
 - 第 42 条 時効
 - 第 46・47 条 報告等
 - 第 48 条 立入検査
 - 第 49 条の 3 厚生労働大臣の権限の委任

報告、立入検査について（第 15 条及び第 16 条関係）

1. 主体について

- (1) 本法律案においては、認定職業訓練及び職業訓練受講給付金に係る業務は厚生労働大臣が主体となっていることから、この法律の施行に当たって必要な報告を命ずることができるよう、「厚生労働大臣」を主体として規定する。なお、就職支援計画の作成等については公共職業安定所長がその主体となっているが、当該業務の範囲においては報告徴収権限を改めて設ける必要はないものと整理している。
- (2) また、委任により業務を行う新機構においても、その権限に係る業務に関して必要な報告を求める必要があることから、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）」を主体として規定する。

2. 機構から厚生労働大臣への通知について

- (1) 第 16 条第 3 項において、厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、機構に、認定職業訓練を行う者等の事務所への立入検査又は質問を行わせることができることとしている。
- (2) 同様の例は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 69 条の 2 においても見られ、同条第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（非特定独立行政法人。以下「医薬品機構」という。）に、立入検査、質問等を行わせることができることとされている。

同条第 2 項の規定において、医薬品機構は、同条第 1 項の規定により立入検査、質問等をしたときは、当該立入検査、質問等の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととされており、この例にならい、第 16 条第 4 項においても、機構は、同条第 3 項の規定による立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととするものである。
- (3) なお、同様に独立行政法人が立入検査等を行う例として、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 37 条の規定に基づく独立行政法人製品評価技術基盤機構（特定独立行政法人）による認定適合性評価機関への立入検査等の例があり、同条第 4 項の規定において、同機構は、主務大臣の指示に基づき立入検査等を実施することとされているが、これは、同機構が従来国の機関であり、所管大臣の指示に基づき立入検査等を行っていたことに由来するものである。
- (4) 機構の場合は、上記（2）の医薬品機構と同様、従来、国とは別の機関であることや、立入検査を行う根拠である認定職業訓練の認定に関する事務を厚生労働大臣から委任されていることから、立入検査又は質問を行うに当たっても、厚生労働大臣による事前の指示までは必要とせず、事後的に厚生労働大臣に対して立入検査又は質問の結果を通知すれば足りると考えられる。

船員となろうとする者に関する特例について（第 17 条関係）

1. 船員の読替規定を設ける趣旨について

- （1）認定職業訓練及び公共職業訓練等には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。
- （2）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練の受講指示、就職支援計画の作成等については運輸局で行うことが必要であり、必要な読替規定を設けるものである。
- （3）類似の規定例としては、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和 56 年法律第 72 号）第 18 条等がある。
- （4）なお、
 - ① 地方運輸局長が具体的に行うのは、受講指示、就職支援計画の作成等に限られるため、認定職業訓練を行う者との関係はなく、給付金の支給に関する実質的な業務にも関与しないことから、第 15 条の認定職業訓練を行う者や特定求職者から報告徴収の規定を読替える必要はなく、
 - ② 地方運輸局長には、受講指示、就職支援計画の作成等に限って地方運輸局長に事務を行わせるに過ぎず、その他の事務を行うことは想定されないことから、第 19 条の実施省令の読替えを行う必要はないものと整理している。

2. 規定する位置について

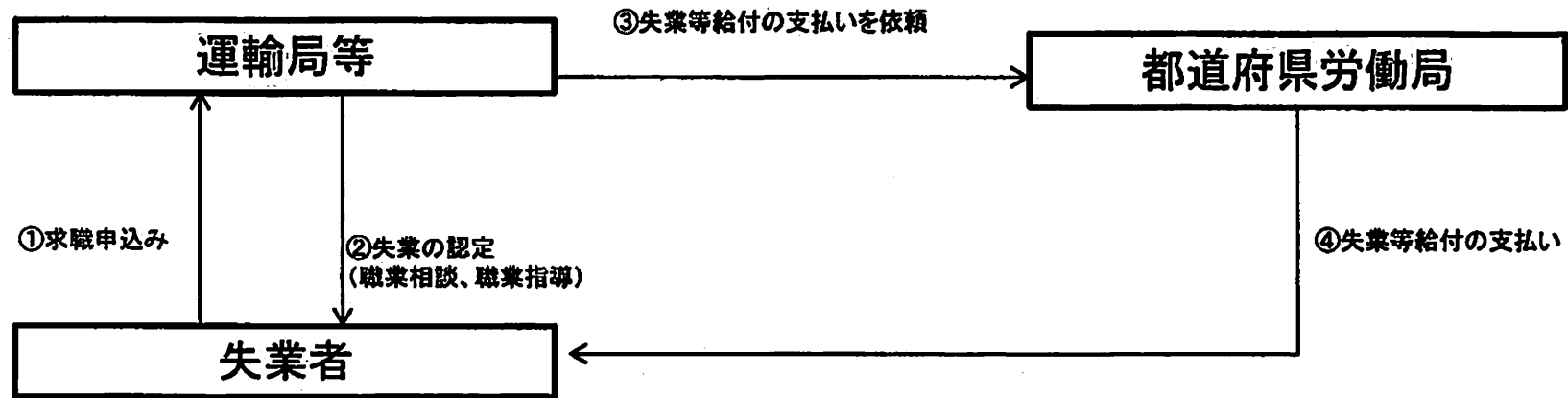
雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、権限委任規定の前に規定する。

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）（抄）
 - 雑則
 - ・・・
 - 第 78 条 診断
 - 第 79 条 立入検査
 - 第 79 条の 2 船員に関する特例
 - 第 80 条 経過措置の命令への委任
 - 第 81 条 権限の委任
 - 第 82 条 厚生労働省令への委任
- 地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）（抄）
 - 雑則
 - ・・・
 - 第 18 条 船員となろうとする者に関する特例
 - 第 19 条 権限の委任

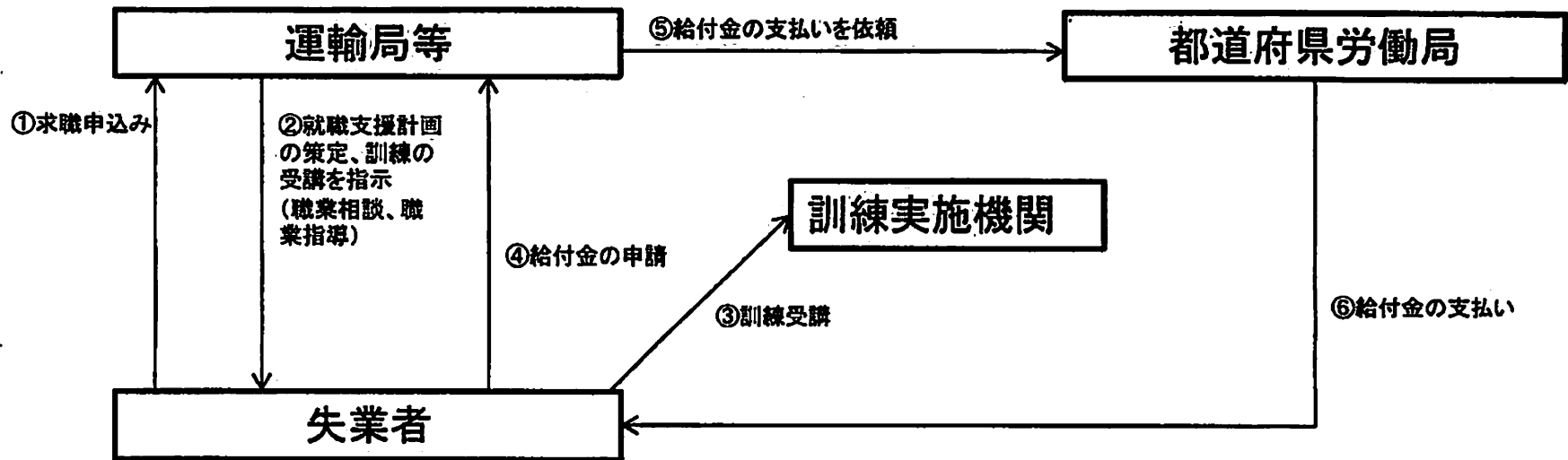
3. 今回の事務の流れ及び雇用保険における事務の流れについて、次項のとおり。

運輸局等における事務の流れ

<雇用保険法>



<職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律>



附則の規定順について（附則第1条から附則第15条まで関係）

1. 規定する順番について

（1）附則については、

- ・ 最近の労働分野の主な立法例においては、附則は概ね、①施行期日、②他法一部改正（経過措置含む）、③検討規定、④経過措置の政令委任の順に規定されている例が多いこと

- ・ 準備行為は、施行期日に近い条に規定されている例が多いこと

等を踏まえ、施行期日を第1条として、準備行為を第2条及び第3条として、他法令改正を第4条から第13条までとして、検討規定を第14条として、最後に第15条として経過措置の政令委任規定を置く。

（2）他法令改正については、

- ・ 内容面で深い関連性を有する改正を行う雇用保険法を第4条及び第5条とし、
- ・ これと関連性の深い労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を制定順にそれぞれ第6条、第7条とし、
- ・ その他改正が必要となる住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）をそれぞれ第8条～第13条までとして制定順に規定する。
- ・ なお、「法制執務」によれば、各省設置法関係の法令の改正規定は、他法令改正の中でも最後に建制順に従って置かれるのが普通であるとされているものの、厚生労働省設置法を改正した最近の労働関係法令の改正（平成19年雇用保険法等の一部を改正する法律、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律）では、他法令と同様に制定順となっていることから、今回もその例に倣うこととする。

2. 参考とした例

（1）第174国会

- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
（施行期日＋施行前の準備＋見直し＋機構法（※）改正）

※ 独立行政法人環境再生保全機構法

（2）第166国会

- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）
（施行期日＋準備行為＋設置法改正＋機構法（※）改正＋検討＋政令への委任）

※ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

準備行為について（附則第2条及び附則第3条関係）

1. 準備行為の必要性について

本法の施行日（以下「施行日」という。）については平成23年10月1日としているところ、同日から認定職業訓練を開始するためには、あらかじめ認定行為自体を終え、同日付けで認定職業訓練を開始することも可能としておくための措置を講じておくことが必要。このため、附則において準備行為に関する規定を設けることとするものである。

2. 職業訓練の実施に関する計画の策定について

具体的には、個々の職業訓練の認定及びその前提としての各年度における全国的な訓練の重点実施分野、実施規模の見通し等を定めた計画（第3条第1項の職業訓練実施計画に相当するもの）の策定を、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けることとする。

3. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に相当認定を行わせることについて

- (1) 上記の施行日前において実施する準備行為のうち、第4条第1項の職業訓練の認定に相当する事務（以下「相当認定事務」という。）については、施行日後は、第4条第3項の規定により厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（現在国会提出中の独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律に基づき、平成23年4月1日施行予定。以下「機構」という。）に行わせることとしていることから、施行日前においても同様に、機構に相当認定事務に行わせることとする。
- (2) これを受け、機構においても、その組織根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）に業務の実施根拠を設ける必要があることから、附則第12条の規定による同法の一部改正の施行日をこの法律の公布日とし、同法の附則に新たな経過規定を追加し、同日からこの法律の施行日までの間、機構が相当業務を行うこととする旨の読替えを行うこととする。

雇用保険における新たな附帯事業の実施について（附則第4条関係）

1. 第64条に規定する理由について

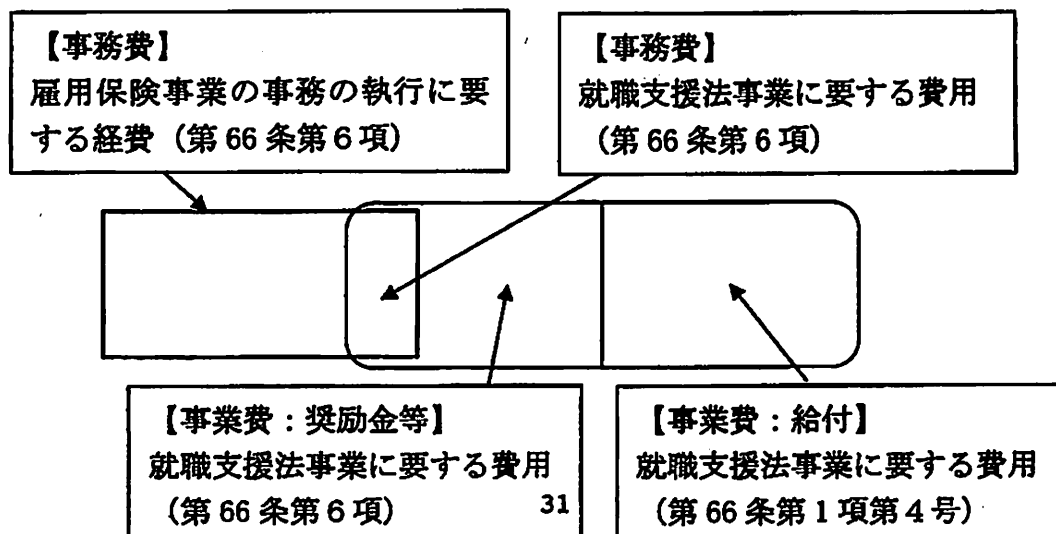
- (1) 現行の雇用保険法には、附帯事業として雇用安定事業（第62条）及び能力開発事業（第63条）が規定されているが、その対象はいずれも被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者である。
- (2) 他方、新たな附帯事業は、例外的に、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者をその対象とする事業であり、その対象者が雇用安定事業等の対象者より狭いものであるのみならず、相互扶助としての保険制度の保険集団を構成する被保険者が対象となっていないものであることから、雇用安定事業及び能力開発事業の次に規定するものである。

2. 規定ぶりについて

- (1) 「（同法第5条の規定による）助成」については、雇用保険法第63条に規定する能力開発事業のうち、
 - 「助成」については、事業主等に対する助成金の支給（能開法第15条の3）
 - 「補助」については、都道府県に対する補助金の交付（能開法第95条）
 - 「援助」については、上記の助成・補助以外の助言・指導、情報及び資料の提供、施設利用に当たっての便益提供等を指すものである（能開法第15条の2）ところ、求職者支援法第5条の「助成」は、上記の整理のうち「助成」に該当する。
- (2) 現時点において想定している事業は、当該助成のみであることから、「助成」と規定するものである。

3. 第66条第1項4号及び同条第6項について

- (1) 第66条第1項第4号は、就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用（事業費）を規定している。
- (2) 第66条第6項は、（1）以外の就職支援法事業（認定職業訓練を行う者に対する奨励金等）（事業費）、就職支援法事業の事務の執行に要する経費（事務費）、雇用保険事業の事務の執行に要する経費（事務費）を規定している。



4. 第68条第2項の改正に伴う経過措置を設けないこととする理由

就職支援法事業については、平成 23 年 10 月 1 日に新たに事業を開始することとなるが、同日以降、徴収勘定、一般会計等から受け入れた額を当該事業費に充て、年度修了後の決算時に、就職支援法事業に要した費用の総額を算出したうえで、国庫負担額等が決定することから、施行前後における保険料等の適用関係を整理するための経過措置の規定は必要ない。

雇用保険率の弾力条項の見直しについて
(附則第6条関係)

1. 制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額（＝＊）の2倍に相当する額を超え、又は1倍に相当する額を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できるとされている（徴収法第12条第5項）

$$\begin{array}{c} \text{当該会計年度の差引剰余} \\ \hline \text{（徴収保険料額＋国庫の負担額）－失業等給付額＋当該会計年度末積立金} \\ \hline \text{＊＝} \qquad \qquad \qquad \text{失業等給付額} \end{array}$$

2. 見直しの概要

今般創設する就職支援法事業は、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援法事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

① 「国庫の負担額」について

就職支援法事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

② 「失業等給付額」について

就職支援法事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

特別会計に関する法律における規定の整備について (附則第7条関係)

1. 制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 96 条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

2. 改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援法事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

3. 具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの。

厚生労働省所管 労働保険特別会計 雇用勘定



住民基本台帳法の規定の整備について
(附則第8条及び附則第9条関係)

1 現行制度の概要

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7の規定により、都道府県知事は、同法別表第1の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。
- (2) 同法別表第1の70の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。
- (3) これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※ 継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成23年4月1日施行（予定））において、能開機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第1の70の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

2 改正の趣旨

就職支援法事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

① 特定求職者に対する給付の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第7条の規定による特定求職者に対する給付金の支給や、求職者支援法第5条の規定による助成は、就職支援法事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

② 職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

3 具体的内容

- (1) ①の事務の処理に際して厚生労働省が、②の事務の処理に際して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。
- (2) このため、
- ① 住民基本台帳法別表第1の70の項の下欄に、第64条の事業の事業を追加するとともに、
 - ② 認定業務は、求職者支援法において助成とは別の条立てとなっており、助成の前段階の業務としてではなく、それ自体独立した事務と捉えることが適当であることから、別表第1の70の項とは別に新たな項を立て、実施主体として上欄に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を、その行う事務として下欄に求職者支援法による認定業務を追加することとする。
 - ③ また、機構は、職業訓練の事前認定（以下「相当認定業務」という。）を行うこととなることから、附則第9条において必要な詁替規定を置き、相当認定業務についても、住民基本台帳法上の本人確認情報を利用できるように措置する。

社会保険労務士法の規定の整備について（附則第 10 条関係）

1. 現行の規定

(1) 社会保険労務士は、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号。以下「社労士法」という。）第 2 条の規定により、社労士法別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令に基づく申請書等の作成、提出等の事務を行うことを業とすることとされている。社労士法別表第一に規定されている法令については以下のとおり列挙されている。この業務については、社労士法第 27 条の規定により業務の制限が設けられている。

① 労働に関する法律（社労士法別表第 1 第 1 号～第 20 号の 22）

② 社会保険に関する法律（別表第 1 第 21 号～第 31 号）

③ ①又は②に基づく命令（別表第 1 第 32 号）

④ 行政不服審査法（①～③に係る不服申立ての場合に限る。）（別表第 33 号）

(2) このうち、上記(1)の①の労働に関する法律については、労働組合法及び労働関係調整法等の集団的労使関係に係る法令を除き、厚生労働省が所管する労働関係法令のうち書類の作成等が規定されている法律については全て規定されている。

なお、集団的労使関係に係る法令に基づく事務が除外されているのは、労働者の集団的な意思又は労使間の自主的な交渉によって処理されるべきものであり、当該事務が第三者によって処理されることになると労使間の自主性を害するおそれがあるからである。

2. 改正の必要性について

(1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）は、

① 特定求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他就職に関する支援措置を講ずるものであり、

② 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による附帯事業（就職支援法事業）として行うものである。

(2) すなわち、同法は、職業訓練に関する事項について規定するとともに、雇用保険法の附帯事業について規定していることから、労働に関する法律に該当すると整理することができ、集団的労使関係に係る法律には該当しないと整理することができる。また、同法には、認定職業訓練を行うものに対する助成に係る申請、職業訓練受講給付金の支給に係る申請等、書類の作成等が規定されている。

なお、職業訓練に関する事項について規定した職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の附帯事業について規定した賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）についても、同様に、労働に関する法律に該当するものとして社労士法別表第一に列挙されている。

- (3) このため、同法を社労士法別表第一に規定し、社労士の独占業務とすることが適当である。

3. 具体的内容

社労士法別表第一に、第 20 号の 23 として「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 号）」を追加する。

※ 社労士法別表第一においては、社労士法制定以降に追加された労働関係法令については、追加順に第 20 号以降に規定を置くこととしていることから、今般追加する「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」については、第 20 号の 22 の次に、第 20 号の 23 として規定する。

※ 附則第 3 条に規定する相当認定については、認定申請に当たり、認定職業訓練を行う者が認定業務を行う（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構とやりとりを行いながら申請内容を固めていくことを想定しており、社会保険労務士に代行等を行わせることを想定していないため、本規定の施行日は、平成 23 年 10 月 1 日とする。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第 11 条関係）

1. 改正の概要

(1) 現行の厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号。以下「設置法」という。）第 4 条第 1 項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第 63 号から第 65 号までにおいて、それぞれ

- ① 公共職業訓練に関すること。（第 63 号）
- ② 技能検定に関すること。（第 64 号）
- ③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 4 条第 2 項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。（第 65 号）

が規定されているところ。

(2) このうち、この法律により新たに創設される認定職業訓練に関する事務については、設置法第 4 条第 1 項第 65 号の事務に含まれるものであるところ、同号の事務のうち、認定職業訓練に係るものに限り、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

2. 都道府県労働局に分掌させる事務について（設置法第 21 条関係）

(1) 設置法第 4 条第 1 項第 65 号に掲げる事務のうち設置法第 21 条第 1 項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

- ・ 第 3 条第 1 項の職業訓練実施計画の各管轄区域内の関係者への周知等
- ・ 第 5 条に規定する認定職業訓練を行う者への助成

を想定している。

(2) この法律のように、設置法第 21 条に掲げる事務に関する法律で、法律上は都道府県労働局長の事務は特定されておらず、委任規定のみが置かれているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）の例がある。

(3) なお、設置法第 21 条の規定は、都道府県労働局が分掌する事務を規定するものであるところ、ここでいう「分掌」とは「一定の機関の権限に属する事務を事務処理の便宜のため、特定の部局又は特定の者に分けて処理させること又は処理する事実」をいうものであり、「事務の分掌をしているということのみでは、外部に対して自己の名においてその権限を行使することはできない」ものである（吉国一郎等編「法令用語辞典（第八次改訂版）」（学陽書房）より）ため、個別法において規定する厚生労働大臣から都道府県労働局長への権限委任とは趣旨を別にするものである。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
(附則第 12 条及び附則第 13 条関係)

1. 改正の概要

- (1) 本条は、本法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務について、同条第 3 項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせることとしていること、から、法人の根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号。以下「機構法」という。）について、当該業務（以下「認定業務等」という。）を追加するほか、それに伴う所要の改正を行うもの。
- (2) なお、求職者支援法上は、機構について、
- ・ 第 6 条の規定による認定職業訓練を実施する者に対する指導及び助言
 - ・ 第 15 条第 3 項の規定による認定職業訓練を実施する者等に対する報告徴収
 - ・ 第 16 条第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する立入検査又は質問
- についての権限を規定しているところ、これらの規定に係る業務は上記の認定業務等に含まれる又は附帯するものと位置づけられるものであり、機構法第 14 条第 1 項各号に明記しない取扱いとする。

2. 業務の追加について（機構法第 11 条及び第 14 条関係）

- (1) 本法の規定による認定職業訓練の認定事務については、機構法第 14 条第 1 項の業務（機構が機構法第 3 条の目的を達成するために行う業務）として追加することとする。これは、認定業務等は、機構法第 3 条の「求職者（略）の職業の安定（略）を図る」という目的に合致したものであることによる。
- (2) また、機構においては、職業能力開発業務について新機構の中期計画、年度計画等について労働者、事業主及び学識経験者からなる運営委員会の議を経ることとしているところ、認定業務等についても職業訓練に関する業務として、運営委員会の関与の対象とすることとするものである。
- (3) なお、運営委員会の役割は、上記のとおり、法人の運営の在り方についての審議を行うことであることから、個々の職業訓練に係る認定について審議を行わせるという趣旨ではない。

3. 区分経理について（新機構法第 16 条関係）

- (1) 新機構法においては、財源の種類に応じて、経理を区分することとしているところ、現行では、各業務の財源は、
- ①新機構法第 14 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事務及びこれらに附帯する業務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条の雇用安定事業として）
 - ②新機構法第 14 条第 1 項第 5 号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：一般会計

③新機構法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：障害者雇用納付金収入等

④職業能力開発業務（新機構法第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる事務及びこれに附帯する業務並びに同条第 3 項に規定する業務）：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法第 63 条の能力開発事業として）

となっている。

(2) 認定業務等については、(1) の①から④までのいずれとも異なることとなるため、新たな経理区分を設けるものである。

(3) 機構法第 11 条の改正により、職業能力開発業務に、機構法第 14 条第 1 項第 8 号に掲げる認定業務等が追加されたが、認定業務等は、上記 (2) のとおり、他の職業能力開発業務に含まれる業務とは別に新たな経理区分を設けるため、機構法第 16 条第 4 号においては「職業能力開発業務」から認定業務等を除いたものを規定する必要があるため、「第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第 3 項に規定する業務」と規定することとする。

4. 緊急時における厚生労働大臣の要求について（機構法第 18 条関係）

(1) 独立行政法人に対しては、原則として、緊急時等においてのみ主務大臣による関与が限定的に認められているところ、機構法においても、第 18 条の規定により厚生労働大臣が特定の業務を実施することを機構に要求することができることとされている（同様の規定は、他の独立行政法人にも一般的に置かれているところ）。

(2) 本法の施行に伴い、機構に新たに認定業務等が追加されることから、これについても機構法第 18 条の要求業務の対象とするものである。

5. その他（機構法附則第 5 条関係）

(1) 機構法附則第 5 条第 8 項の読替規定において引用されている本則の条文の改正を反映するため、技術的な改正を行う。

(2) 附則第 3 条第 3 項の規定により厚生労働大臣が機構に同条第 1 項の相当認定業務を行わせることができることとしていることから、そのための根拠を機構法にも規定する必要があるため、附則第 12 条の施行期日は、この法律の公布日とする。また、附則第 13 条において、機構が相当認定業務を行う場合に必要な機構法の読替えを規定することとする。

検討規定について（附則第 14 条関係）

1. 検討規定を設ける理由について

- (1) 規制改革推進のための 3 か年計画（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、「法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、（中略）当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする」とされていることを踏まえ、見直し規定を設けるものである。
- (2) 当該見直し条項を盛り込む際の期間の設定については、上記閣議決定において「5 年を標準とし、それより短い期間となるよう努める。」とされているところ、本法律案に基づく施策が、多様な課題が顕在化する非正規労働者、長期失業者等への対応策であること等も併せ考え、3 年とする。
- (3) なお、最近の厚生労働分野の主な立法において見直し期間を 3 年としている例としては、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（継続審議中）等がある。